

人材紹介手数料

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

個々の職業紹介における手数料については、契約書、覚書でご確認ください

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	【報酬額】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%以内
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【報酬額】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 20%以内
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 100 万円以内 【報酬額】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%以内
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【報酬額】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50%以内

※上記金額に消費税は含まれておりません。

人材紹介手数料の返戻金に関して

当社は返戻金制度は設けておりません。